

「一般乗用旅客自動車運送事業標準運送約款等の一部を改正する告示案に関する意見募集について」に関する意見募集結果について

国土交通省では、令和 7 年 7 月 23 日から令和 7 年 8 月 23 日まで、「一般乗用旅客自動車運送事業標準運送約款等の一部を改正する告示案に関する意見募集について」に関するパブリックコメントを実施し、広く国民の皆様からのご意見を募集いたしました。その結果、本件に関して、5 件のご意見を賜りました。

お寄せいただいたご意見とそれに対する考え方について、別紙のとおり公表します。皆様のご協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 実施方法

- ① 募集期間：令和 7 年 7 月 23 日（水）～令和 7 年 8 月 23 日（土）
- ② 周知方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）
- ③ 意見提出方法：電子政府の総合窓口の意見提出フォーム、電子メール及び郵送

2. 意見数

- ・提出意見数 5 件

3. お問い合わせ先

国土交通省 物流・自動車局 旅客課 意見募集担当
電話番号：03-5253-8111（内線 41253）

以上

別紙

ご意見及び国土交通省の考え方		
番号	ご意見	ご意見に対する考え方
1	<p>第2条の2は、協力を求めることがあるとするだけであることから、協力が義務的ではなく任意であるように読める。</p> <p>しかし、その前の条では、旅客は、係員の指示に従わなければならないとしていることから、協力の求めが指示に当たるとすると、義務的であると解される。</p> <p>このため、応急手当の協力の求めが義務的であるのかどうか不明確である。</p>	<p>第2条では、旅客が運転者等の指示に従わなければならない旨規定しているところ、こちらは運送の安全確保ないし車内秩序の維持（乗合・貸切）を理由とする場合に従わなければならないとしており、応急手当の協力の求めについてはそのいずれにも該当いたしません。</p>
2	<p>全ての約款について言えることだが、乗務員の定義について、特定自動運行保安員は（）書きで含むとしているが、運転者、車掌は含まないのか。乗務員の定義について教えてください。</p>	<p>乗務員とは、車内で業務に従事している係員を指しており、運転者や車掌を含みます。</p>
3	<p>一般旅客は応急手当の知識もなく、旅客の応急手当により損害が拡大される可能性がある。</p> <p>仮に旅客自動車運送事業者は責任を負って</p>	<p>今回の改正内容については、旅客自動車運送事業者が、天災その他の事故により死傷者のある場合に、旅客に対して協力を求める可能性がある旨明記しているにとどまり、当該協力について旅客が従う義務はありません。</p> <p>旅客が、応急手当にかかる損害賠償請求等の可能性を鑑みて、協力をしないことを選択できること</p>

	<p>も、旅客が遺族から損害賠償請求される可能性はゼロではなく、応訴を余儀なくされる。また、故意または重過失による誤処置の場合は、旅客が責任を問われる可能性があります。</p>	<p>は、従前と変わりありません。</p>
<p>4</p>	<p>1.特定自動運行保安員の位置づけ 輸送の安全の為、特定自動運行保安員の位置づけを旅客に対して明確にしておくことは必要と考える。</p> <p>特定自動運行事業用自動車に乗務する場合は、旅客乗車時の自動運転機器故障もしくは事故の可能性を考慮すると、当面の間特定自動運行保安員は当該車両の区分に応じた有効な自動車第二種免許を所持していることが望ましいと考える。</p> <p>運行の安全確保という観点からは旅客自動車運行管理者の有資格者とするとも考えられる。</p> <p>また、乗降介助の必要な乗客が特定自動運行事業用自動車を利用する場合は、訪問介護員2級の資格を有する者が乗務することが望ましいと考える。</p> <p>遠隔地から運行の安全確保に関する業務を行う場合は、特定自動運行保安員は旅客自動車運行管理者の資格を有することが必要と考</p>	<p>今般の改正の趣旨は、自動運転省令の内容を踏まえて、自動運転車を用いて事業を行う事業者が存在することを前提に、特定自動運行保安員がその他係員に含まれていることを、標準約款において明記すること等であるところ、いただいたご意見は、今後の施策の検討・推進に当たって、参考にします。</p>

	<p>る。</p> <p>遠隔で管理できる特定自動運行車両の台数は、段階的に緩和することを望むが、例えば走行における外部環境に応じて都市部は1台につき1名、地方部は5台につき1名など差を設けて頂きたい。</p>	
5	<p>2.応急手当の際の旅客等への協力の求め</p> <p>天災その他の事故の発生時は、機器故障による通信の途絶等も考えうるため旅客による応急手当や通報等の、事案発生時に必要な措置に対しての協力を求める条項の記載は必要と考える。</p>	賛成意見として承ります。
6	<p>運送約款とは、運送人と利用者との間で、運送契約の内容を定めたものです。</p> <p>また、同種の取引を迅速かつ効率的に行うために作成された、定型的な内容の取引条項のことです。大量の輸送契約を行う場合、一つ一つに契約条件を定めて契約を締結していると、手間がかかってしまいます、約款を作成することにより、スムーズな取引を行うものです。</p> <p>特定自動運行は今後普及されるものであるが、現状では事業の一部で限定されて運行されているもので、これを標準とした場合、利用者として特定自動運行を求めている（通</p>	<p>今般の改正では、自動運転省令の内容を踏まえて、自動運転車を用いて事業を行う事業者が存在することを前提に、特定自動運行保安員がその他係員に含まれていることを、標準約款において明記するものです。もっとも、約款で特定自動運行保安員に関する規定を有する場合であっても、すべての事業者や利用者に、特定自動運行の導入や利用を求めるものではございません。</p> <p>その上で、ご指摘を踏まえ、特定自動運行保安員に関する記載については、特定自動運行旅客運送を行う場合に限り含まれる旨を明確化いたしました。</p> <p>現在、標準約款を用いている事業者は、特定自動運行の実施予定の有無に関わらず、改正後の標準約款を採用していただくことで差し支えございません。ただし、改正前の記載ぶりの約款を使用し続けたいということであれば、改正後は標準約款と異なる内容となるため、個別認可をとる必要がございます。</p>

	<p>常の運転者が運行している車両を希望する状態) 場合に、無理やり運送契約を結ばせることとなり、利用者が意図しない契約が自然成立することとなるのでは。</p> <p>実際のタクシー利用に際しては、利用者が特定自動運行を自由意志で選択することとなるので、意図としない運送契約とはならないが、標準とするには無理があるのでは。</p> <p>特定自動運行を実施しない事業者は、改正後は認可申請が必要となるのでしょうか。</p>	
7	<p>特定自動運行には、特定自動運行保安員が必要となるが、現行の、その他係員の範疇ではないのでしょうか。</p>	<p>自動運転省令により、特定自動運行保安員についての規定（旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）第15条の2第1項等）が新設されたところ、運送の安全確保のための指示等を行う者として特定自動運行保安員を明確化するため、今般改正をおこなうものです。</p>
8	<p>背景にも記載いたしました。運送約款は利用者との運送契約であり、そこに運送事業運輸規則で事業者が義務付けられている安全対策を記載する必要はなく、現状においても、第7条、8条、9条での旅客に対する責任、第10条の旅客の責任が示されているだけである。</p> <p>特定自動運行では遠隔確認で乗務員が不在となるため、事故等の発生時における運送事業者の初期対応が出来ないので、その変わりを利用者に求めるのは、運送契約として不適切であり、利用客自身の安全確保に努めてもう</p>	<p>今回の改正内容については、旅客自動車運送事業者が、天災その他の事故により死傷者のある場合に、旅客に対して協力を求める可能性がある旨明記しているにとどまり、その協力について旅客が従う義務があるとはしていないところです。</p> <p>旅客が、精神的負担等の被害の可能性を鑑みて協力をしないことを選択できることは、従前と変わりありません。</p>

<p>らうべきである。</p> <p>仮に、協力の求めに応じた、結果、協力した利用者が精神的負担も含め被害を被った場合、誰が補償するのか、道義的に軽傷者が手助けを行う事はあるかもしれないが、運送事業者で対応すべき内容であり、そのような緊急状態への対応を含めたうえでの特定自動運行ではないのでしょうか。</p>	
--	--